

# 岐阜県地震体験車貸出要領

令和5年6月15日

岐阜県危機管理部防災課長

## 1 趣旨

本要領は、岐阜県地震体験車貸出要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、地震体験車の貸出および使用に関する具体的要領及び手続その他必要な事項を定める。

## 2 借受及び返却場所

原則として岐阜県広域防災センター（以下「センター」という。）（各務原市川島小網町2151）とする。

## 3 借受日、返却日及び時間帯

原則として借受日、返却日及び時間帯は以下のとおりとする。ただし、電源供給の用途の場合はこの限りでない。

### (1) 借受・返却日

火曜日から金曜日、毎月第3日曜日

（ただし、祝日法による休日等及び年末年始の休日等を除く。）

### (2) 時間帯

午前9時～午後4時30分

## 4 貸出期間

貸出期間については、借受及び返却に要する日を含め、一週間以内とする。ただし、電源供給の用途の場合はこの限りでない。

## 5 貸出の制限

車検等において県が必要と認める期間及び県が防災訓練等で使用する場合については貸出を行わない。これらの期間については、事前にセンターへ確認すること。

なお、上記の定めによらず、電源供給の用途や故障の修理のためやむを得ず貸出を停止することがある。

## 6 地震体験車取扱研修受講証明書

要綱第8条に規定する地震体験車取扱研修を受講した者には、地震体験車取扱研修受講証明書（様式1号）を交付する。

## 7 予約方法

### (1) 受付開始期間

借受を希望する日の属する月の5ヶ月前の月の初日を受付開始日とする。

なお、予約については先着順で受付を行う。

### (2) 仮予約

センターに電話で仮予約を行う。この際、受領及び返却時間についても併せて連絡する。

### (3) 予約

仮予約後、原則として借受日 1 週間前までに、次の書類を電子メールまたは郵送で岐阜県危機管理部防災課（以下「防災課」という。）へ提出する。

- ・地震体験車借受申請書（要綱別記様式第 1 号）
- ・操作予定のある者の地震体験車取扱研修受講証明書（様式 1 号）の写し

なお、借受日までに書類が提出されない場合、仮予約を取り消すことがある。

### (4) 予約のキャンセル

予約後、借受団体の都合により、地震体験車の使用を中止することになった場合には、速やかにセンターへ連絡すること。

## 8 借受方法

### (1) 引渡の場所

借受にあたっては、借受団体職員がセンターへ出向き、地震体験車の引渡しを受ける。

ただし、第 1 2 項に規定する借受団体間で直接引渡しを行う場合の引渡し場所は、両団体で協議の上決定するものとする。

### (2) 運転手の条件

運転手は中型以上の車両の運転経験がある当該団体の職員に限る。

### (3) 借受前の点検

借受の際には、装備が一式揃っているかどうか、また適切に起動するか等について、要綱第 6 条の規定に基づきセンター職員立会いの下で点検する。

ただし、第 1 2 項に規定する借受団体間で直接引渡しを行う場合は、両団体の地震体験車取扱受講証明書（様式 1 号）の交付を受けた者が確認する。

この点検の際、故障等が見つかった場合には、センター職員または防災課にその旨伝えるとともに、指示を仰ぐこと。

## 9 使用方法

使用にあたっては、要綱第 7 条及び第 8 条の規定に基づき善良な管理者の注意を持って取り扱うこととし、使用予約をしていない者に又貸ししてはならない。

## 10 故障、事故等発生時の対応

### (1) 故障及び部品等の紛失

使用時に故障及び付属品を紛失した場合には、速やかに電話により防災課まで連絡するとともに、故障等報告書（様式 2 号）を提出すること。この故障等が借受団体に過失があると認められた場合には、要綱第 9 条の規定に基づき借受団体の責において、その負担により修理等を行うこと。

なお、詳細については、防災課とその都度協議の上決定する。

(2) 事故及び体験者のけが等

使用時に事故及び体験者にけが等が生じた場合については、速やかに電話により防災課まで連絡するとともに、交通事故等報告書（要綱別記様式第3号）を提出すること。

11 返却方法

返却にあたっては要綱第11条の規定に基づき点検を行い、借受団体において洗車、給油の上、センターに返却する。

センター職員は、返却時の点検後、借受団体に地震体験車借受・返却点検簿（要綱別記様式第2号）の写しを交付する。

この検査において不具合及び付属品の紛失等が見つかった場合の対応については、前項第1号によるものとする。

12 借受団体間での直接受渡し

(1) 借受団体間での直接受渡しは、原則これを認めない。ただし、岐阜県危機管理部防災課長が次の条件をすべて満たすと判断し、予約の時点で同意した場合はこの限りではない。

- ・地震体験車の運営管理上支障が生じる恐れがないこと。
- ・行程上借受団体間で受渡しをした方が総合的に適切と判断されること。

(2) 借受団体間での受渡しを行う場合は、先の借受団体が後の借受団体に対し、要綱第11条に定める返却の際の添付書類を添えて実施することとし、後の借受団体は地震体験車借受・返却点検簿（要綱別記様式第2号）により点検を行わなければならない。

(3) 確認検査の時点で故障等が発見された場合は先の借受団体がセンターへ返却する。

13 その他

(1) 要綱及び本要領の規定に違反した場合、その程度を勘案し、当該借受団体に対して今後貸出を行わないことがある。

(2) この要領に定めのないものについては、防災課とその都度協議の上決定する。

14 連絡先等

○岐阜県広域防災センター（※空き状況の確認、仮予約の受付、借受・返却先）

住 所 〒501-6023 各務原市川島小網町2151

時 間 火曜日から金曜日及び毎月第3日曜日の午前9時～午後4時30分まで

（※ただし、祝日法による休日等及び年末年始の休日等を除く）

電 話 0586-89-4192

F A X 0586-89-4193

○岐阜県危機管理部防災課（※制度に対する問い合わせ、借受申請書等の提出先、事故等の報告先）

電 話 058-272-8189

FAX 058-278-2522

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 6月20日から施行する。

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 5年 6月15日から施行する。

(表面)

		No.	-
地震体験車取扱研修受講証明書			
下記の者は、            年度地震体験車扱い研修を受			
講したことを証明する。			
所属		〇〇	
氏名		〇〇	
	年	月	日
	岐阜県危機管理部長		印

(裏面)

1	この受講証明書の有効期限は、
	年 月 日から
	年 月 日までとする。
2	この受講証明書において、操作できる地震体験
	車は、購入年度が〇〇年度のものである。
3	地震体験車を操作するものは、この受講証明書を
	必ず携帯すること。
4	この受講証明書の記載事項に変更があった場合
	又は紛失した場合は、県防災課まで届け出ること。

	第	号
	年	日
岐阜県知事 様		
故障等報告書		
借受団体の長 職・氏名		
以下のとおり、故障等が発生しましたので報告いたします。		
借受団体 職・氏名		
故障箇所等		
故障等内容		
使用責任者 職・氏名		
故障等日時	年月日時分	
故障等場所		
故障等の発生状況及び経緯	(具体的に記載すること。)	